

## 平成 28 年度第 3 回岐阜県地方独立行政法人評価委員会(県立病院関係)

### － 議 事 要 旨 －

- 1 日 時 平成 28 年 8 月 24 日(水) 13:50～14:50
- 2 場 所 岐阜県庁 4 階 特別会議室
- 3 出席者  
[委 員] 湊口委員長、富田委員、石原委員、芝田委員  
[専門委員] 金山専門委員  
[法 人] (地方独立行政法人岐阜県総合医療センター) 滝谷理事長、森嶋副理事長兼事務局長  
(地方独立行政法人岐阜県立多治見病院) 原田理事長、松葉副理事長兼副院長兼事務局長  
(地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院) 山森理事長、丹羽理事兼事務局長  
[設立団体] (岐阜県) 森岡健康福祉部次長、松原医療整備課長、浦崎医療整備課長補佐兼係長ほか
- 4 議事等  
[議題 5] 平成 27 年度財務諸表について  
[議題 6] 平成 27 年度業務実績に関する評価について  
[報 告] スケジュール
- 5 配布資料 次第、名簿、配席図、資料①～⑤、参考(平成 27 年度財務諸表、平成 27 年度業務実績報告書)、報告(スケジュール)
- 6 議事要旨

## 議事概要 県立病院関係 [資料①～⑤]

### [議題5：資料①～②]

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター・岐阜県立多治見病院・岐阜県立下呂温泉病院の平成27年度財務諸表について

資料①～資料②に従い事務局及び法人から説明

### 質疑応答

#### 【富田委員】

入院患者数の減少は、多治見病院と同様、平均在日数の減少によるものか。

(参考)【多治見原田理事長 説明】延べ入院患者数の減少は、平均在日数が短縮され、入院される期間が短くなったことによる入院患者数の減によるもの。平均在日数の減により病床利用率も下がっている。新規入院患者数は1%伸びている。

#### 【県総 滝谷理事長】

平均在日数が1日程短縮され、延べ入院患者数は減っているが、新規入院患者数は減っていない。入院単価も上がっている。

#### 【湊口委員長】

他にご意見・ご質問がなければ、3病院の財務諸表について、当委員会として意見書(案)のとおり知事に提出してよいか。

(異議なしの声)

#### 【湊口委員長】

異議なしということで、意見書(案)のとおり知事に提出することを決定した。

### [議題6：資料③～⑤]

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター・岐阜県立多治見病院・岐阜県立下呂温泉病院の平成27年度業務実績に関する評価について

<評価に関する論点の整理・項目別評価原案について>

資料③～資料④に従い事務局から説明

**質疑応答**

**【湊口委員長】**

総合医療センターについて、意見や質問はあるか。また法人からも何か意見はあるか。

**【県総 滝谷理事長】**

**資料③**9頁「地域医療への支援」（自己評価Ⅳ → 検証Ⅲ）について。

数値だけを見れば、平成25、26年度と比較しても下がっており、Ⅱという評価かもしれないが、病院としてはへき地医療機関への支援努力をしている思いがあること、派遣先病院のニーズは年々異なるため、毎年同じパターンで支援するものではないことから自己評価Ⅳとした。

今年度ベースで比較した結果を踏まえると、検証Ⅲは妥当と考えている。へき地医療機関への支援について、引き続き努力したい。

**【湊口委員長】**

多治見病院について、意見や質問はあるか。また法人からも何か意見はあるか。

(発言なし)

**【湊口委員長】**

下呂温泉病院について、意見や質問はあるか。また法人からも何か意見はあるか。

(発言なし)

**【湊口委員長】**

他にご意見・ご質問がなければ、項目別評価原案のとおり決定してよいか。

(異議なしの声)

**【湊口委員長】**

異議なしということで、原案のとおり決定した。

<評価結果原案について>

**資料⑤**に従い事務局から説明

**質疑応答**

**【湊口委員長】**

総合医療センターの評価結果原案について、何か意見はあるか。

(意見なし)

【湊口委員長】

それでは原案のとおり決定してよいか。

(異議なし)

【湊口委員長】

異議なしということで、原案のとおり決定した。

次に、多治見病院の評価結果原案について、何か意見はないか。

(意見なし)

【湊口委員長】

それでは原案のとおり決定してよいか。

(異議なし)

【湊口委員長】

異議なしということで、原案のとおり決定した。

次に、下呂温泉病院の評価結果原案について、何か意見はないか。

(意見なし)

【湊口委員長】

それでは原案のとおり決定してよいか。

(異議なし)

【湊口委員長】

異議なしということで、原案のとおり決定した。

この後、各法人には評価結果(案)を通知して、法人からの意見の申し出を受けるが、特に法人からの意見の申し出がなければ、案のとおり評価結果を決定する。法人から意見の申し出がある場合は、それによって評価結果(案)の修正が必要である場合には改めて委員の皆様の見解を伺うことになるが、その具体的な方法については委員長である私に一任いただくということでよろしいか。

(異議なし)

【湊口委員長】

それでは、その後の対応については、事務局を通して改めて通知させていただくことにしたい。